

平成28年度南富良野町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成28年4月28日

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の町長事務部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（以下「各部署」という。）とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ・「障害福祉サービス事業所等」
 - ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
 - ② 生活介護事業所（基準該当事業所を含む）
 - ③ 就労移行支援事業所
 - ④ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」第44条第1項に係る同項に規定する子会社の事業所
 - ・特例子会社
 - ② 障害者優先調達推進法施工令第1条第2号に定める事業所
 - ・重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者
 - ① 在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体
 - ① 在宅就業支援団体

5 調達を推進する物品等

本町において障害者就労施設等からの調達を推進する物品等は、以下のとおりとする。
ただし、下記に記載のないものであっても、障害者就労施設等が提供可能な物品等については対象とする。

(1) 物品

紙製品、食糧品、印刷物、日用品、農作物、花苗、小物雑貨、その他物品

(2) 役務

クリーニング、清掃、軽作業その他サービス及び役務提供

6 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの調達目標は、別表のとおりとする。

7 物品等の調達の推進方法

- (1) 保健福祉課は障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署等への情報提供を行う。各部署等はその情報等を基に可能な限り障害者就労施設等への調達の推進に努めるものとする。
- (2) 各部署等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、南富良野町財務規則の定めによることとし、また、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度の活用にも努めるものとする。
- (3) 該当各部署等は障害者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注について十分考慮するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、町のホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、毎年度、取りまとめを行いその内容を公表する。

9 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。